職場だより

**岐阜県教職員組合 情報**

発行

.

.

教職員の超過勤務をどう考えるか

「働き方改革」が叫ばれる中で，県立学校では10月からスマートフォンでの出退勤記録「勤次郎」の本格運用が始まり，11月には「過労死等防止啓発月間」として職場研修も行われました。しかし，これらの取組が新たなストレスとなったり，多忙化をもたらしたり…。最近報道されている変形労働時間制のような，勤務時間を繁忙期には長くし超過勤務が減ったように見せかけるだけでは，長時間勤務そのものの解消にはつながりません。根本的に働き方改革を進めるには，**仕事を減らし人を増やす**必要があります。

ところで，教員の勤務時間の超過分（いわゆる残業）の扱いはどのように決まってきたのでしょうか。民間企業なら労働基準法にもとづいて１時間当たり1.25～1.5倍までの残業手当を受け取ることになるのですが…。今回は少し歴史をひもといてみます。

戦後，公立学校の教職員についても，残業代を支払うことが決められましたが，現実には十分支払われないことが多く，訴訟が数多く起こされ，教職員勝訴の判決が続きました。この問題は国会でも取り上げられ，対応を迫られた当時の文部省が1966 (昭和41)年に教員の勤務実態調査を行い，**１週間当たり**の平均超過勤務時間は，小学校で１時間20分，中学校で２時間30分であることが明らかになりました。そして1971 (昭和46)年，いわゆる給特法が成立し，以下のことが決められます。

|  |
| --- |
| ①教員には**教職調整額４％**を支給し，時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。当時の超過勤務時間相当分②勤務の**割振りや振替を適正に行い**，**原則として時間外勤務を命じない**。③時間外勤務を命じることができるのは、(1)生徒の実習 (2)学校行事 (3)職員会議 (4)非常災害等の、いわゆる「**超勤4項目**」とし，臨時・緊急のやむを得ない必要があるときに限る。 |

1990年代の岐阜県教委は「超過勤務は超勤４項目以外命ずることはできない。したがって，超過勤務はない」と組合との交渉で回答し，現場の多忙化を認めませんでした。

その後，「過労死」が社会問題化し，労働安全衛生法も改正（2006年）されたのを受けて，文部科学省も重い腰を上げ，2006(平成18)年，40年ぶりに教員勤務実態調査を行いました。その結果，**平日の**平均超過勤務時間は，小学校で2時間～2時間50分，中学校で2時間30分～2時間55分という結果でした。40年前の１週間当たりの超過勤務時間を１日で超えていることになります。

４％の教職調整額があるからという理由で，管理職は「もっと働かせろ」としてきたし，一般教員も「生徒のため」勤務時間を超えて働くことを良しとしてきた結果が，現在の長時間勤務につながっていると言えます。

問題は単純ではありませんが，組合と一緒に考え，解決に向けて取組を始めませんか。